

宇和島市ブランドサイト運用保守支援業務 仕様書

1 委託業務名

宇和島市ブランドサイト運用保守支援業務（以下、「本業務」という）

2 目的

本業務は、宇和島市（以下、「本市」という）と接点を持った方々に対して、本市のブランドイメージや価値を伝え、持続的にコミュニケーションを行うために令和5年度に設置したブランドサイト「ひととおと宇和島」を、令和7年3月策定の「第3期うわじまブランド魅力化計画（以下、「魅力化計画」という。）」の趣旨に沿ってリニューアル及び運用することで、さらなる「うわじまブランド」の認知度の拡大や理解の促進につなげることを目的とする。

3 履行期間

令和8年12月1日から令和13年11月30日まで

4 業務内容

(1) 契約

新ホームページ運用開始(令和8年12月1日)以降の運用保守支援業務については、受託者からの提案時の見積書を参考に5年間の長期継続契約を別途締結する。

(2) 業務内容

ア 公開するサイト及びCMSは24時間365日の稼働を原則とし、ハードウェア障害の早期発見・予防に努めること。

イ システムの安定的運用を図るため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。

ウ ソフトウェアに対して、OS等のパッチ適用、バージョンアップを行うこと。

エ ページコンテンツの配置の変更など、軽微な仕様変更にも柔軟に対応すること。

オ 宇和島市ブランドサイトリニューアル業務仕様書「4 業務内容 (10) インタビュー記事の作成等」に記載されている業務を行うこと。ただし、契約期間中における作成記事本数は月2本を基本とする。

カ 魅力化計画に定めるメインターゲット層をサイトへ流入させ、本市のブランドイメージの浸透や関係人口の創出を図るため、市が作成・投稿する記事に係るSEO対策に関する指導・助言をはじめ、WEB広告や市公式Instagramを使ったSNS広告の出稿などのデジタルマーケティングを実施すること。ただし、デジタルマーケティングの実施にかかる経費は提案限度価格に含むものとする。

キ デジタルマーケティングによるコンバージョンは、サイトアクセス数や市公式SNSのフォロワー増を基本とし、宇和島クラブへの入会や移住相談、イベントへの参加など、配信する記事の内容に応じて、市と協議に基づき設定するものとする。

ケ 広告配信した結果については配信した記事毎にレポートを作成して提出すること。

(3) システム監視

- ア システム監視ツールを活用した稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。
- イ 異常発生時には障害時対応マニュアルに基づき迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の会費や停止時間の最短化に努めること。
- ウ サーバーおよび運用管理端末のウイルス対策や本システムに対する不正アクセス等のチェックを常に実施するなど、万全なセキュリティ管理を行うこと。ウイルスや不正アクセスを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること。
- エ 不正侵入、生痕を検知した場合は速やかに市に報告し対策を講じること。
- オ 障害時の早期回復のため、1日1回以上バックアップを行うこと。
- カ セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、速やかに市に報告すること。

(4) 障害対応

- ア 障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止のための方策などについて障害管理計画を作成し、安定的な稼働管理を行うこと。
- イ 障害が発生した場合には本市に迅速に報告するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害か所の特定、影響範囲の調査、即時対応、原状復帰すること。また、市が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。
- ウ データセンターにおいて障害の一時切り分けを実施すること。
- エ 稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。
- オ 障害対応履歴の集積・分析、障害原因の分析により再発防止を行うこと。

(5) バージョンアップ対応

CMS の性能や品質強化、新たな機能の追加及び新たな OS やブラウザへの対応、利用しているソリューション（ソフトウェア）全般の有償プログラム化等、バージョンアップ対応については、契約の範囲内において対応すること。バージョンアップの対象範囲、実施頻度などについては提案書に明記すること。

(6) 問い合わせ対応

- ア 原則として平日（土・日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、緊急時は市と協議の上対応すること。また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを市と協議の上、各自に実施すること。
- イ 問い合わせの受付・回答手段は、電話、FAX、電子メールとする。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

(7) 災害・緊急時の対応

災害・緊急時の支援として、サイト管理者からの電話やメールでの作業依頼に対応すること。

5 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

本業務の目的を達成するための独自提案を行うこと。ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

6 実施計画の提出

受託者は、本業務の実施にあたり、契約締結後、実施計画書を速やかに作成のうえ、市に提出すること。

7 業務責任者

受託者は、業務責任者を定め、本市に届け出ること。業務責任者を変更した場合も、同様とする。業務責任者は、業務を総合的に把握し調整行うこととする。

8 成果物の提出

本業務の成果として、業務完了報告書並びに作業内容を記録した実施報告書とともに、以下のものを電子媒体（Blu-ray 等）で納品すること。納品場所は、宇和島市曙町1番地宇和島市役所総務部市長公室とする。

- ・ ウェブサイトで使用したテキスト、画像等
- ・ 開設以降のサイトアクセス状況レポートと運用報告
- ・ 広告配信記事レポート
- ・ その他、市が必要とするもの

9 その他業務遂行の留意点

（1）再委託の制限

受託者は、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

（2）守秘義務

受託者は、本業務（再委託した場合も含む）の実施にあたり知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（3）個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

（4）情報セキュリティの確保

受託者は、本業務の実施にあたり、情報セキュリティ確保のため、別紙「宇和島市情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。

(5) 成果品の利用及び著作権

- ・受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに市に無償で譲渡するものとする。
- ・受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- ・上記成果物に関する権利について、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、互いに協議を行い必要な措置を講ずるものとする。